

令和4年度からの高病原性鳥インフルエンザ対策の取組状況について

1 要旨・目的

令和4年度に発生した高病原性鳥インフルエンザウイルスの詳細解析状況及び令和5年度11月末までに実施した本県の取組状況について報告する。

2 現状・背景

令和5年7月24日に国の有識者会議で一連の疫学調査報告がなされ、今年度の対応に向けた国の提言があったことから、本県の詳細状況について、8月25日にウイルス解析を実施した国の研究機関を招き、詳細な説明を受けた。

(1) 令和4年度に発生した鳥インフルエンザウイルスの解析概要

ア 日本での流行は、3つの遺伝子グループに分類され(20E、21E、21RC)、「21RC」は全国的に流行し、広島県の6例すべては、21RCに分類された。

イ これら3つの遺伝子グループは、さらに18種類に分類され(20E:2種類、21E:4種類、21RC:12種類)、広島県で流行したウイルスの遺伝子型は、6例すべて「21RC-9」に分類された。

ウ この広島県で分離された6例のウイルスの遺伝的相同性は非常に高く、6例とも同一のウイルスであることが、ほぼ100%証明された。

エ この遺伝子型(21RC-9)は、広島県のみで流行したウイルスで、性質が他県と異なっていた。(潜伏期間が他県のウイルスは2日程度に対し、6.2日と長い)

(2) ウイルスの解析からの考察(国研究機関)

ア ウイルスに感染した渡り鳥が日本に持ち込んだ後、広島県付近で、ほかの野鳥に感染させた。

イ その感染した野鳥内でウイルスは一部が変異し、それらが県内の6農場への感染をもたらした。

ウ 6農場の感染の仕方は、つぎの2通りが考えられた。

- ・野鳥の糞が直接6農場に落ち、鶏に感染した場合
- ・野鳥の糞が人やモノを介して鶏舎にもたらされた場合
(いずれも鶏を介した感染(まん延)ではない)。

エ 潜伏期間が長いという特徴から、発生に気づきにくい状況となった。

3 広島県独自分析の再検討結果

今回のウイルス解析及び今年度の鳥インフルエンザに対する国の提言内容と広島県が独自に分析し6月補正対応を含め実施してきた対策について再検討したところ、従業員一人一人の知識向上や作業動線の交差防止など、対応すべき事項は同じであり、修正すべき点はなかった。

4 令和5年度の取組み実施状況（6月補正を含む）

（1）飼養衛生管理基準の遵守徹底

- ア 農場の従業員教育を進めるため、研修に必要な動画等の教材を6か国語で作成
- イ 従業員向けの研修会を10月に3回実施（10/11、10/16、10/20）
- ウ 県HPに研修動画を掲載（10月末）し、家畜管理に関わる人が広く学べる場を設定

（2）畜舎入気口の点検

対象21戸すべて点検終了

（3）殺処分の迅速化

- ア 効率的作業のための、捕鳥かご及び殺処分用コンテナを整備
- イ 捕鳥かごを用いた実働演習を11/24に実施
- ウ 防疫措置の民間協力は合意済みであり、情報連絡研修を10/19に実施

（4）埋却予定地の点検

対象25か所すべて点検終了

（5）その他

- ア 防疫連絡会議を開催（10月3日）し、これまで行っている対策から一步踏み込んだ衛生対策の実施を啓発
- イ 北海道での今年度第1号の野鳥での感染確認（10月4日）を受け、養鶏農場の消毒状況の確認・実施指導を開始
- ウ 清掃・消毒業務の新たな民間委託協定を締結
- エ 農場消毒計画の策定及び実施を指導し、消石灰配布を11月下旬から開始

5 今後の主な取組み内容

（1）毎月行うこと

県内家きん飼養農場に対する衛生対策実施の徹底及び実施状況の確認

（2）随時行うこと

防疫連絡会議の開催、発生時の初動及び情報連絡演習、国内発生状況の監視など

6 予算

令和5年6月補正 43,000千円（県費）